

## ☆神西湖周辺の不法係留船（沈船）について簡易代執行により撤去しました

令和3年1月28日実施

神西湖及び神西湖周辺河川には、不法に係留され沈船となって放置された船が多数存在します。河川区域に無許可で船舶に係留したり工作物を設置したりすることは、河川法違反であることはもとより、出水時に流出する恐れがあり防災安全上危険である上、放置による老朽化が進行し、子供等第三者が誤って立ち入った場合、転落の危険性もあります。特に沈船については洪水時等の出水において流水を阻害し、下流へ被害を与える恐れがあること、河川環境及び景観を悪化させることに繋がります。

出雲県土整備事務所においては、このような危険な放置沈船について令和2年度より所有者調査を行い、令和2年度においては、差海川1隻、九景川3隻の所有者不明船舶について、簡易代執行により撤去を行いました。

神西湖周辺にはまだ多数の危険な放置沈船が存在するため、今後も順次撤去を実施していく予定です。

### 【撤去船舶位置図】



【差海川 放置船・撤去状況写真】



【九景川 放置船・撤去状況写真】





・撤去物件については、今後所有者が名乗り出る可能性もあるため、県有施設にて一定の期間内保管しています。

なお、保管していることを所有者が知りうる状況におく必要があることから、現地への掲示、島根県出雲合庁掲示板、出雲市役所掲示板、島根県報への掲載を行っております。